

令和5年5月1日

令和5年度処遇改善加算について

株式会社IXcurre

日頃より、熱心に業務に取り組んでいただきありがとうございます。
処遇改善加算金及び特定処遇改善加算金の配分について、お知らせいたします。

処遇改善加算金

1.対象事業所

ココカラクト三島本町 地域密着型通所介護

2.対象者

- ・ 1の事業所に所属する者
- ・ 主に介護業務に従事する者（正規、非正規を問わない）
- ・ 支給月の末日に在籍している者

3.配分方法及び金額

①処遇改善手当：正規介護職員 月額 27,000 円、非正規介護職員 時給 100 円

②賞与への上乘せ：正規・非正規介護職員

※ 期中に事業収入が増減した場合は、賞与上乘せの額を増減して対応する。

特定処遇改善加算金

介護職員等特定処遇改善加算（2019年10月新設）は、介護職員全体の処遇を改善する現行の加算に加えて、経験・技能のある介護職員の更なる処遇改善を目指しています。また、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められています。

1.対象事業所

ココカラクト三島本町 地域密着型通所介護

2.対象者

- ・ 1の事業所に所属する者
- ・ 支給月の末日に在籍している者
- ・ 下記のA、B、Cグループのいずれかに該当する

グループ	条件
A	当法人で10年以上勤務している介護福祉士（正規職員）
B	A以外の介護職員 （正規職員、またはパートであってもサービス提供責任者であること）
C	その他の職種（正規職員） ※ただし、前年度の年収が440万円以上の者は対象外

3.配分方法及び金額

①特定処遇改善手当： Aグループ 月額 11,000 円
Bグループ 月額 7,000円
Cグループ 月額5,000円

②賞与への上乘せ： Aグループ、Bグループ、Cグループ

※期中に事業収入が増減した場合は、賞与上乘せの額を増減して対応する。

※平均賃金改善額は「AはBよりも高く」「CはBの2分の1以下」に設定する必要がある。

上記のほか、正規・非正規問わず、介護職員は、一律にベースアップ等支援加算金が月額9,000円が支給されます。